

## 第1号議案—1

### 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の改正について、次のとおり提案します。

令和3年3月24日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の要旨

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）の一部改正に伴い、同条例第14条の3第2項の任命権者が定める時間を定めるため、教育委員会訓令を改正する。

#### 2 改正内容

事務局等に勤務する職員について、介護支援部分休暇の期間の単位となる時間は、常勤職員の1週間当たりの正規の勤務時間から地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務の例による場合における勤務時間を減じた時間とする。

#### 3 訓令案

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和3年4月1日

#### 5 根拠規定

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

（介護支援部分休暇）

第14条の3 （略）

2 介護支援部分休暇の期間は、任命権者が定める時間を単位として、第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の2分の1（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている職員、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成26年広島県条例第1号）第2条第1項の規定により高齢者部分休業を承認されている職員、第1号介護休暇を承認されている職員、前条第1項に規定する介護時間

を承認されている職員, 次条第 1 項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあつては, 第 2 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 から当該部分休業, 高齢者部分休業, 第 1 号介護休暇, 介護時間及び子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間) を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3-5 (略)

## 6 その他

介護支援部分休暇の 1 週間当たりの期間は, 次のいずれかとなる。

- (1) 5 日において 1 日につき 3 時間 50 分 (週 19 時間 10 分)
- (2) 5 日において 1 日につき 2 時間 50 分 (週 14 時間 10 分)
- (3) 2 日において 1 日につき 7 時間 45 分 (週 15 時間 30 分)
- (4) 2 日において 1 日につき 7 時間 45 分及び 1 日において 1 日につき 3 時間 50 分 (週 19 時間 20 分)

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

広島県教育委員会  
教育長 平 川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第三号及び第七条の三第一項において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）</p> <p>二一五 (略)</p> <p>3—6 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第七条の二 (略)</p> <p>(介護支援部分休暇)</p> <p>第七条の三 条例第十四条の三第二項の任命権者が定める時間は、常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間（条例第二条第一項及び第三条に規定する勤務時間をいう。）から育児休業法第十条第一項第一号から第四号までの規定を適用する場合における勤務時間を減じた時間とする。</p> <p>2 職員は、条例第十四条の三に規定する介護支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇簿によつて行わなければならない。</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第三号において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）</p> <p>二一五 (略)</p> <p>3—6 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第七条の二 (略)</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年四月一日から施行する。